

静岡県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第4号

静岡県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の退職管理に関する条例（平成28年静岡県条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(公表) <b>第4条</b> 任命権者は、毎年度、前条第1項の規定による届出を取りまとめ、 <u>離職した職が管理又は監督の地位にある職として人事委員会規則で定めるものであった者</u> （公務の遂行に支障を生ずるおそれがあると任命権者が認める者を除く。）に係る人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。 2 (略)	(公表) <b>第4条</b> 任命権者は、毎年度、前条第1項の規定による届出を取りまとめ、管理又は監督の地位にある職として人事委員会規則で定める <u>ものに就いていた者</u> （公務の遂行に支障を生ずるおそれがあると任命権者が認める者を除く。）に係る人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に離職した者について適用する。